

おめでとう!! 「細川紙」ユネスコ無形文化遺産登録決定!



パリで開催された第9回政府間委員会において細川紙が、石州半紙（島根県浜田市）、本美濃紙（岐阜県美濃市）と併せ「和紙・日本の手漉和紙技術」としてユネスコ無形文化遺産に登録（代表一覧表記載）されました。登録決定当日は、東秩父村御堂にある細川紙の技術保持団体「細川紙技術者協会」会長の鷹野禎三氏（安戸）の「紙工房たかの」に足立村長をはじめ、多くの関係者が集まり、発表を待ちました。登録決定が鷹野会長に電話で伝えられると歓喜の声があがり、くす玉でお祝いをしました。



▲細川紙技術者協会 会長鷹野禎三氏



▲重要無形文化財 細川紙

ユネスコ無形文化遺産代表一覧表とは

伝統工芸技術などの無形文化遺産の保護を目的とする「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づき、無形文化遺産の一層の認知およびその重要性についての意識の向上を確保し、文化の多様性の尊重を奨励するため、「人間の無形文化遺産の代表的な一覧表」が作成され公表されます。これに記載されることでその重要性が世界に発信されるとともに、確実な保護が求められます。

細川紙とは

現在の埼玉県東秩父村・小川町に伝承される楮（こうぞ）を原料とした伝統的な手漉き和紙です。紙の繊維はやや粗いものの強靱で丈夫なため、大福帳など諸帳簿用紙として好まれて用いられてきました。現在、後継者育成や展示、学校における体験事業、また、楮の栽培促進、さらに伝統的な紙を現代デザインに用いるなど、和紙作りを促進し、記録し継承するための様々な保護措置が進行中であり、地元の人々に社会的な結びつきを育んでいることから今回の登録に至りました。